

件名	愛媛県行政不服審査会条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項及び第 4 項
<p>【制定の概要】</p> <p>1. 経緯</p> <p>行政不服審査法が改正され、不服申立ての種類が、原則として最上級行政庁に対する審査請求に一元化されるとともに、審理手続の公正性・透明性を高めるため、審査請求に係る処分に関与していない「審理員」が審査請求の審理を行うこととされた。</p> <p>また、<u>審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するため、審査請求に対する裁決を行うに当たっては、原則として審査庁から独立した機関である行政不服審査会等に諮問しなければならないこととされた。</u></p> <p><u>地方公共団体においては、同法第 81 条第 1 項により、執行機関の附属機関として、審査請求について審査庁から諮問を受ける機関が置くこととされ、同条第 4 項により、当該機関の組織及び運営に関し必要な事項は、地方公共団体の条例で定めることとされたことから、この条例を制定する。</u></p> <p>2. 条例の概要</p> <p>(1) 審査会の組織及び委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員 5 人以内で組織する。 委員の任期は 3 年（再任可能）とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。 専門の事項を調査させるため必要があるときは、上記委員の他に専門委員を任命可能。 <p>(2) 委員の身分保障及び服務</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員は、審査会により、心身の故障のための職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されない。 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 <p>(3) 罰則</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務上知ることができた秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 定足数、議決要件等、審査会の運営について必要な事項について定める。 	
施行日	平成 28 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	